

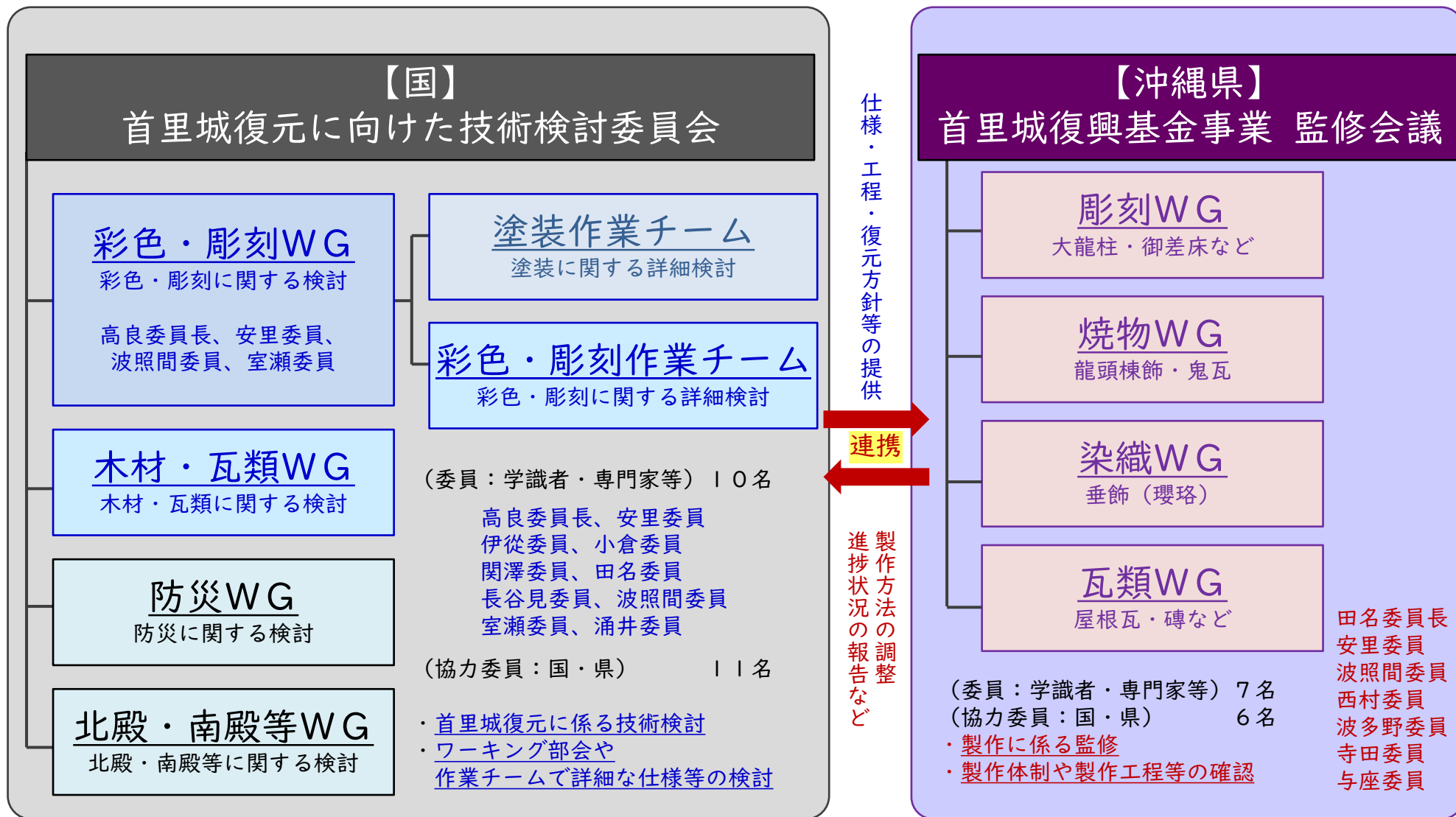
監修会議及びワーキング部会の進め方

令和 4 年12月

沖縄県



<目的> 首里城火災からの復興を願う寄附金によって積み立てられた首里城復興基金を活用し、首里城正殿の復元工程に合わせ、国から提供された仕様をもとに円滑に製作できるように、首里城復興基金事業 監修会議（以下「監修会議」という。）を設置する。



県の会議と関係する会議

<任期> 2年更新（再任を妨げない）

監修委員

敬称略

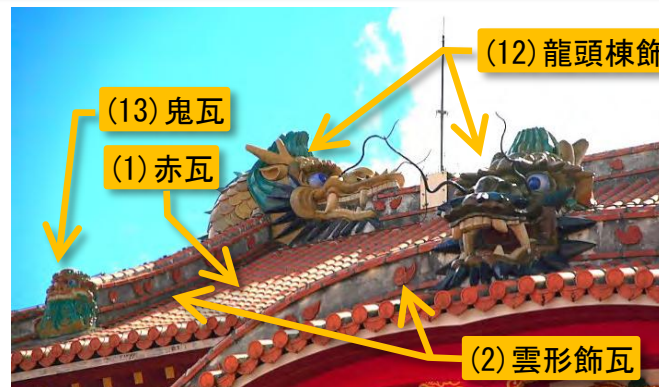
監 修 委 員	歴史専門	琉球史	田名 真之	沖縄県立博物館・美術館 館長 (委員長)
		漆工史	安里 進	沖縄県立芸術大学 名誉教授
		文化史	波照間 永吉	沖縄県立芸術大学 名誉教授
	芸術専門	彫刻・焼物	西村 貞雄	琉球大学 名誉教授
		彫刻・焼物	波多野 泉	沖縄県立芸術大学 学長
		染織	寺田 貴子	活水女子大学 特別専任教授
		瓦類	与座 範弘	沖縄県立芸術大学 工芸専攻非常勤講師

協力委員

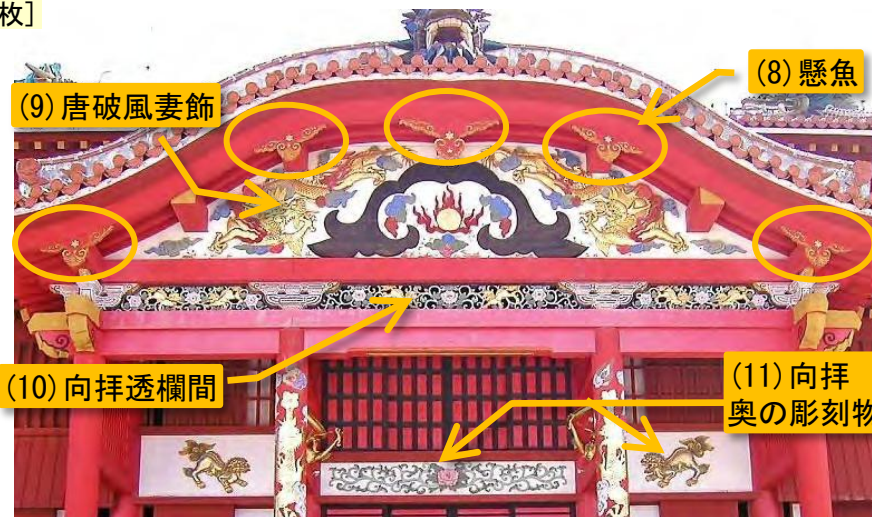
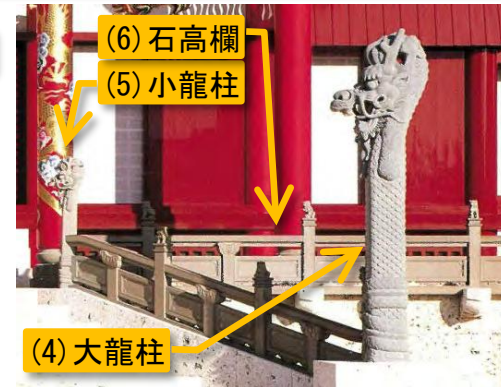
協 力 委 員	国	国営沖縄記念公園事務所	事務所長
	県	土木建築部	参事
		文化観光スポーツ部	博物館・美術館 博物館班 班長
		商工労働部	工業技術センター 環境・資源班 班長
		農林水産部	森林管理課 資源活用普及班 主幹
		教育庁	文化財課 文化財班 班長

3. 首里城復興基金事業の対象

部位	種類	名称	
木材	-	大径材	柱材(国産ヒノキ) 向拝柱材(イヌマキ) 小屋丸太梁材
	-	大径材以外	角材(化粧材・県産材) 板材(壁・天井・床等)
赤瓦	(1)	赤瓦	瓦[正殿 約60,000枚] [金型・機材・環境整備]
	(2)	瓦類	雲型飾瓦[約280個] (くもがたかざりがわら)
屋外彫刻	(4)	石彫刻	大龍柱/台石
	(5)	"	小龍柱
	(6)	"	石高欄/持送石 (いしこうらん)
	(7)	"	礎石[105個] 礎盤[4箇所×3段]
	-	"	石階段
	(8)	木彫刻	懸魚(げぎょ)
	(9)	"	唐破風妻飾 (からはふつまかざり)
	(10)	"	向拝 透欄間 (こうはい すかしらんま)
	(11)	"	向拝 奥の彫刻物 (こうはい)
	(12)	焼物	龍頭棟飾[3個+胴体] (りゅうとうむなかざり)
	(13)	"	鬼瓦[4個] (おにがわら)
(14)	"	磚[約1,500枚] (せん)	
室内装飾	(3)	漆芸	扁額[3点](へんがく) [共同作業場]
	(15)	垂飾	1階 御差床瓊瑤 (うさすかようらく)
	(16)	造作・彩色	台御差床 (だいうさすか)
	(17)	造作・彩色	御差床 (うさすか)



正殿以外の赤瓦[約30万枚]



県で製作し首里城内で国へ引渡し(彩色や設置等の現場作業を含まない)

首里城復興基金事業監修会議 設置要綱

令和4年7月26日 土木建築部長決裁

(目的)

第1条 首里城復興基金は一日も早い首里城火災からの復興を願う寄附金によって積み立てられていることから、「沖縄県首里城復興基金の活用に関する方針」に基づき、首里城正殿の復元工程に合わせ、国から提供された仕様をもとに円滑に制作できるよう、首里城復興基金事業監修会議(以下「監修会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 監修会議は、以下に掲げる事項について、制作及び監修方針をとりまとめる。

- (1)制作体制及び制作作業工程に関すること。
- (2)監修方法及び監修頻度に関すること。
- (3)その他、首里城復興基金事業の監修にあたり必要な内容に関すること。

(組織)

第3条 監修会議の監修委員は、次に掲げる者のうちから知事が委嘱し、7名以内で組織する。

- (1)首里城復興基本計画に係る学識経験を有する者
- (2)「琉球王国文化遺産集積・再興事業」に係る学識経験を有する者
- (3)首里城に係る復元事業の委員又は監修者である者
- (4)その他、知事が必要と認める者

2 監修会議には、関係機関から参画する協力委員を置くことができる。協力委員は、知事が依頼する。

(監修委員長)

第4条 監修会議には監修委員長を置く。監修委員長は知事が指名する。

- 2 監修委員長は、監修会議を代表して、会務を総括する。
- 3 監修委員長に事故があるとき又は監修委員長が欠けたときは、監修委員の互選によりその職務を代理する者を置く。

(監修委員の任期)

第5条 監修委員の任期は2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

(監修会議)

第6条 監修会議の開催は、土木建築部長が通知する。

- 2 監修会議は、監修委員の総数の二分の一以上の出席がなければ開催することができない。
- 3 監修委員長は、監修会議の議長となり、会の進行を行う。
- 4 首里城復興基金事業の各分野の監修に係る詳細事項に対して必要があると認められる時は、ワーキング部会(以下「WG部会」という。)を設置することとし、WG部会の参加者は監修会議にて決定する。

(外部専門家、施設管理者の意見の聴取)

- 第7条 監修会議及びWG部会は、事業特性や監修に係る技術的判断等が反映可能な運営を図るため、監修委員長が必要と認めるときは、外部専門家の意見を聴取することができる。
- 2 監修会議及びWG部会は、監修委員長が必要と認めるときは、首里城に係る施設管理者の意見を聴取することができる。

(事務局)

第8条 監修会議及びWG部会の庶務を行う事務局は、沖縄県 土木建築部 首里城復興課に置く。

- 2 事務局は、首里城復興基金事業に係る関係機関等との調整を行うものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、監修会議の運営に関し必要な事項は、監修会議で定める。

(附則) この要綱は、令和4年7月26日から施行する。

沖縄県首里城復興基金の活用に関する方針

令和2年7月30日 知事決裁

首里城火災(令和元年10月31日に国営沖縄記念公園首里城地区内にある正殿その他これに関連する施設が消滅した火災をいう。以下同じ。)からの復興を目的とする費用の財源に充てることを目的に設置した沖縄県首里城復興基金(令和2年3月16日沖縄県条例第3号。以下「基金」という。)の有効活用を図るため、この方針を定める。

(基金活用の基本原則)

第1 基金は、一日も早い首里城火災からの復興を願う国内外を含めた県内外からの寄附金によって積み立てられていることから、県民はもとより県内外の人の想いを尊重し、基金条例第1条で定める目的(首里城火災からの復興)の範囲内において活用する。

(基金の活用方法)

第2 第1の基本原則に基づき、焼失した首里城城郭内施設等の復元に関し、主として次の事業のうち、国営公園事業である首里城の復元に取り組む国と協議、調整が整った事業に充当する。

- (1)正殿の木材調達に関する事業
- (2)正殿の赤瓦調達に関する事業
- (3)大龍柱等の石彫刻、唐破風妻飾等の木彫刻及び龍頭棟飾等の焼物など、屋外彫刻の復元に関する事業
- (4)扁額などの室内装飾の復元に関する事業
- (5)第1号から第4号のほか、首里城正殿、北殿及び南殿等の復元に関する事業

2 前項に掲げる事業の実施にあたっては、沖縄県内に蓄積、継承されている伝統技術を積極的に活用するものとする。

(予算措置)

第3 基金を活用する事業の予算措置は、事業の所管課において行うものとする。

(基金の管理)

第4 基金の管理は、土木建築部都市公園課において行うものとする。

(使途等の公表)

第5 第2に掲げる事業を実施する課は、事業実施決定時及び事業完了後速やかに基金の使途等を公表するものとする。

2 使途等の公表については、沖縄県ホームページにおいて行うとともに、プレスリリース及びSNS等の媒体を積極的に活用するものとする。

(委任)

第6 この方針に定めるもののほか、基金の活用に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この方針は、令和2年7月30日から適用する。

1. 製作・監修方針の検討（監修会議、ワーキング部会）

- 首里城正殿の復元工程に合わせ、国から提供された仕様をもとに、首里城復元に係る製作物を円滑に製作できるよう、監修会議・ワーキング部会、その他関係者等との調整のもと、製作及び監修方針を検討する。
- 製作及び監修方針については、以下の事項等を中心に検討する予定。
 - ①製作及び監修体制の検討、②製作作業期間（作業工程）、③監修方針及び監修頻度等の設定
 - ④製作方針及び製作進捗確認方法の設定、⑤引渡しまでの製作工程(原型等準備含む)の検討

2. 次世代への継承（監修会議、ワーキング部会）

- 本事業が将来の技術継承に資するよう、製作過程の記録撮影（動画・静止画）等を行うが、製作時に準備された下絵や石膏原型等を含め、製作記録の情報発信及び活用・保管方法について検討を行う。














3. 製作・監修（ワーキング部会）

- 製作作業期間を勘案の上、今年度に必要となる製作作業（下絵・石膏原型の作製、材料確認や試作を含む）及びその監修を行う。
- 監修については、各ワーキング部会にて対応予定。

4. 材料調達(監修会議では報告)

- 沖縄県首里城復興基金では、製作物の材料とあわせ、木材及び石材等の調達を行う。監修会議では、その状況について適宜報告する。

5. 令和4年度の検討スケジュール

検討項目	11月	12月	1月	2月	3月	備考
事前レク						1~2回
製作及び監修方針の検討						
技術継承方法の検討						
監修会議		● 監修会議①			● 監修会議②	2回
彫刻ワーキング						3回程度
焼物ワーキング						2回程度
瓦類ワーキング						2回程度
染織ワーキング						2回程度
製作及び監修						

月	会議	議論テーマ(案)
12月6日	第1回監修会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監修会議及びワーキング部会の進め方の確認 ・ 復興基金事業の基本的条件の検討 ・ 人材育成・技術継承の方針の検討 ・ 材料調達の進捗についての確認
1~2月	各ワーキング部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 彫刻、焼物、瓦類、染織の各分野の製作物を対象に、製作・監修方針の詳細を検討
3月	第2回監修会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各ワーキング部会の検討動向、製作・監修事項の報告 ・ 次年度に向けた検討事項の確認 ・ 今回製作された記録、関係資料の活用について

6. 監修会議、ワーキング会議の構成と役割

- 監修会議では、学識有識者7人のほか、関係機関を協力委員として配置。【設置要綱 第3条】
- 監修会議は、製作及び監修方針をとりまとめる場であり、各分野の監修に係る詳細事項については、ワーキング部会（以下「WG部会」という。）にて検討する。【設置要綱 第2条及び第6条】
- 各分野のWG部会には、技術継承を図るため、若手を1名程度含める。

首里城復興基金事業 監修会議
年2回程度開催
製作及び監修方針をとりまとめる場
(1) 製作体制及び製作作業工程に関すること。
(2) 監修方法及び監修頻度に関すること。

委員	歴史(琉球史)	田名 真之	沖縄県立博物館・美術館 館長(委員長)
	歴史(漆工史)	安里 進	沖縄県立芸術大学 名誉教授
	歴史(文化史)	波照間 永吉	沖縄県立芸術大学 名誉教授
	彫刻・焼物	西村 貞雄	琉球大学 名誉教授
	彫刻・焼物	波多野 泉	沖縄県立芸術大学 学長
	染 織	寺田 貴子	活水女子大学 特別専任教授
	瓦 類	与座 範弘	沖縄県立芸術大学 工芸専攻非常勤講師

※協力委員6人（名簿は別紙参照）

WG (案)



各分野のWG

年2回程度＋適宜開催、製作や監修方法等の詳細検討

分野別の専門家（2～3人）、歴史系委員1人以上、製作技術者の代表で構成 ※分野別ワーキング部会での参加者は★

7. 首里城復興基金事業 ワーキング監修委員 (案)



※分野別ワーキング部会での参加者は★
敬称略

彫刻WG

専門分野	名前	所属
彫刻・焼物	西村 貞雄	琉球大学 名誉教授
彫刻・焼物	波多野 泉	沖縄県立芸術大学 学長
彫刻	砂川 泰彦★	沖縄県立芸術大学 教授
歴史(琉球史)	田名 真之	沖縄県立博物館・美術館館長
歴史(漆工史)	安里 進	沖縄県立芸術大学 名誉教授
歴史(文化史)	波照間 永吉	沖縄県立芸術大学 名誉教授

焼物WG

専門分野	名前	所属
彫刻・焼物	西村 貞雄	琉球大学 名誉教授
彫刻・焼物	波多野 泉	沖縄県立芸術大学 学長
焼物	森 達也★	沖縄県立芸術大学 教授
歴史(琉球史)	田名 真之	沖縄県立博物館・美術館館長
歴史(漆工史)	安里 進	沖縄県立芸術大学 名誉教授
歴史(文化史)	波照間 永吉	沖縄県立芸術大学 名誉教授

瓦類WG

専門分野	名前	所属
瓦類	与座 範弘	沖縄県立芸術大学 工芸専攻 非常勤講師
瓦類	花城 可英★	沖縄県工業技術センター 主任研究員
歴史(琉球史)	田名 真之	沖縄県立博物館・美術館館長
歴史(漆工史)	安里 進	沖縄県立芸術大学 名誉教授
歴史(文化史)	波照間 永吉	沖縄県立芸術大学 名誉教授

染織WG

専門分野	名前	所属
染織	寺田 貴子	活水女子大学 特別専任教授
金工	久保 智康★	京都国立博物館 名誉館員
歴史(琉球史)	田名 真之	沖縄県立博物館・美術館館長
歴史(漆工史)	安里 進	沖縄県立芸術大学 名誉教授
歴史(文化史)	波照間 永吉	沖縄県立芸術大学 名誉教授

令和の復元製作にあたって、主なポイントは以下のとおりである。

1. 寄附金を活用した事業

- 今回の復元製作は、寄附金を活用して実施する。
- 県内外の人々の想いを実現（カタチに）する事業であるため、わかりやすい説明資料の作成とともに、県ホームページ等での定期的な情報公開などを行い、製作の進捗状況を発信する。

2. 国及び沖縄県の連携による製作体制の構築

- 正殿等の復元工事は国が担当し、彫刻等の復元製作は県が担当する。
- 復元製作にあたっては、国から提供された仕様のもと、詳細な造形や仕上げ等を検討しつつ、正殿等の復元工事のスケジュールに間に合わせる必要がある。
- 首里城復元に係る製作物を円滑に製作できるように、国との連携のもと、製作体制を構築する。

3. 伝統技術の継承への寄与

- 「首里城復興基本計画」（令和3年3月29日／沖縄県）における「基本施策5：伝統技術の活用と継承」の実現に寄与する事業として、将来の製作技術者の育成の場とする。
- 上記の趣旨から、製作技術者として若手の参加を図り、可能な限り県内技術者を中心としたい。
- また、同趣旨より、一連の製作工程等の記録や関係資料の保存や活用の方策について検討を行う。

4. 新たな知見等の反映

- 平成の復元事業以降、琉球・沖縄の歴史等については、新たな資料の発見など、研究の蓄積がある。また、製作技術に関しても、同じく技術や知見の深化がある。
- これら新たな知見等を反映し、可能な限り往時（＝正殿等の復元年代）の姿を復元できるように、創意工夫を行う。